

高松市重層的支援体制整備事業実施計画 令和7年度実施状況の点検・意見聴取結果

1 実施状況報告の点検にあたって

点検の概要

「高松市重層的支援体制整備事業実施計画（令和6年度～9年度）」について、重層的支援体制整備事業実施計画の策定ガイドラインに基づく実施状況の点検として、地域の支援関係機関・支援団体などで構成される高松市社会福祉審議会 地域共生社会専門分科会に令和7年度の実施状況の報告を行い、御意見をいただいたものです。

また、重層的支援体制整備事業のうち「生活困窮者支援等のための地域づくり事業（本市では、共助の基盤づくり事業）」については、学識有識者や現場有識者等第三者が参画した検証の場を設置するなどにより、当該年度における事業の実施状況について評価を行い、国に報告することが求められているため、別途、御意見をいただきました。

2 点検日時等

会議名：令和8年度第1回 高松市社会福祉審議会 地域共生社会専門分科会

日時：令和8年5月29日（金）午前10時半～午前11時半

場所：高松市役所 11階 114会議室



社会福祉審議会 地域共生社会専門分科会の様子

2 意見聴取結果

御意見 1

包括的相談支援事業

地域づくり事業

参加支援事業

アウトリーチ等事業

多機関協働事業

アウトリーチ等を進める中、信頼関係の構築や関係機関との連携には多大な時間と労力を要している。設定された目標値の達成に向けて取り組むことは言うまでもないが、数値の増減だけで施策の成否を判断できないケースも多く存在する。例えば、数値が減少した原因が単なる周知不足であり、潜在的な利用者がいるにも関わらず、情報が届いていない状況であれば、更なる取り組みが必要であるが、制度本来の目的や理想的な形に近づいた結果として、件数や達成率が減少している事例もある。

まるごと福祉相談員の本来の役割は、適切な支援へと「つなぐ」ことにある。相談員の活動が地域に浸透し、民生委員などの関係者がその役割を理解するにつれ、相談員を介さずとも民生委員が自ら直接支援先へつなげるケースが増えている。これは、数値上は減少に見えても、相談員と民生委員との連携が実を結んでいる証拠であると言える。したがって、単なる数値管理にとどまらず、こうした活動のプロセスや現状の背景を深く検証することが極めて重要である。

御意見 2

包括的相談支援事業

地域づくり事業

参加支援事業

アウトリーチ等事業

多機関協働事業

目標達成率に関しては様々な項目が並列しているが、市として重要視すべきは施策の核心となる部分である。施策によっては達成できずとも必ずしも深刻な問題とはならない場合もあり、各項目には軽重の差が存在する。そこで、令和7年度の事業を振り返り、特に課題が残った点や、市の力量不足が影響したと考えられる部分について、令和8年度に向けて注力すべき具体的な課題があれば提示されたい。

(答)

参加支援事業において、相談対応人数は目標未達成であるものの、支援プランの作成件数は前年度を上回り目標値を達成した。本事業の本質は相談体制を整えて丁寧に対処することであり、相談から支援プランの作成へと繋がることで、対象者へ確実な支援を届けることに大きな意味があると考えている。

御意見3

参加支援事業

参加支援の領域において、「若者等」という新たな対象に焦点を当てた新たな展開が見られる。本来、重層的支援は対象者の属性を問わない包括的な枠組みであるが、これまでは高齢者、子ども、生活困窮者、障がい者を代表とした支援対象への対応が中心であった。そこへ新たに「若者等の孤独・孤立対策推進事業」が創設されたことで、従来は明確に位置付けられてこなかった「若者等」へのアプローチが可能となり、重層的支援の幅が大きく広がった。特筆すべきは、本事業が能力開発という教育や育成の領域にまで踏み込んでいる点である。従来の孤立した若者に単に寄り添うだけの支援から本人の能力を引き出し、社会参画を促す育成型の支援へと質的な転換を遂げている。については、行政担当者の視点から、本事業の具体的な展開や今後の方向性について伺いたい。

(答)

はじめは相談から始まり、必要とされる教育や支援は一人ひとり異なる。社会につながるためのアプローチは、孤独・孤立の長さやひきこもりの期間などによって人それぞれである。そのため、コミュニケーションスキルについても、挨拶の練習など個々のレベルに合わせて身につけていき、次のステップとして、集団生活に馴染めるよう、調理実習やスポーツ観戦、清掃活動などのカリキュラムを実施する。最終的に社会とのつながりや就労へと結びつけられるよう、市としてしっかりとバックアップしていきたい。

御意見4

包括的相談支援事業

地域づくり事業

参加支援事業

アウトリーチ等事業

多機関協働事業

今まで若者を支援するセクションが無かったように感じるが、現在そこを重点的に担っているのは地域共生社会推進課と考えてよいか。

(答)

当課が所管する高松市若者支援協議会では、従来より社会生活上の困難を有する若者に関する協議を重ねてきた。今後は子ども部局との連携を強化するなど協議を促進していきたい。

御意見 5

包括的相談支援事業

発達障害のグレーゾーンに該当する方々は、就職において多くの困難に直面している。障がい分野における「居住サポート事業」の利用が少ない現状に直面しているが、その要因について、行政は把握しかねているので、今後、障がい分野の立場からも知見をいただきたい。

御意見 6

包括的相談支援事業

地域づくり事業

参加支援事業

アウトリーチ等事業

多機関協働事業

障がい者を含め、すべての人が持つ権利を守り支援することは、社会全体の責務である。そのため、権利擁護の重要性は一層増している。しかし現状では、この権利ベースの考え方が社会に十分浸透しているとは言い難い。当事者が自らの悩みを「権利の侵害」として自覚できず、周囲もそれに気づかずに支援につなげられていない状況が続いている。こうした膠着状態を打開するためにも、権利ベースのアプローチをさらに普及させる必要がある。



御意見 7

地域づくり事業

〈共助の基盤づくり事業〉

共助の基盤づくり事業の令和7年度実施状況に関して、地域活動における新たな担い手の発掘と確保は、今後の最重要課題である。現在は、単なる地域との連携や協働にとどまらず、互いに力を合わせて新しい価値を創出する「共創」の概念が重視されている。したがって、従来の地縁に基づくコミュニティ内の担い手だけに頼るのではなく、それに縛られない多様な人材を発掘していくことが何より重要である。この取り組みをぜひ強力に推進していただきたい。